

農地法第3条の規定による許可申請書類一覧

喜多方市農業委員会事務局 農地係 Tel:0241-24-5273

☆共通

☒	番号	書類	取得場所・方法	備考
☐	1	許可申請書	・ 農業委員会事務局 (ホームページにも掲載)	別添様式含む
☐	2	申請地の登記簿謄本 (全部事項証明書)	・ 法務局(会津若松市) ・ 市役所内出張所(本庁1階)	
☐	3	地番参考図	・ 市役所税務課固定資産税班 ・ 各総合支所住民課	公図でも可 ・ 法務局(会津若松)
☐	4	位置図と案内図	・ 申請地が明示してある地図等	位置図(1/25,000程度) 案内図(1/2,000程度)
☐	5	申請理由書	・ 農業委員会事務局	

※地域の農業を担う者でない方が農地を取得(借受)する場合

☐	6	農業を担う者へのエントリー申出書	・ 農業委員会事務局	※地区によっては、代表者の事前承諾が必要。 ※事情によりエントリーしない場合は、「地域計画に支障を生じないことの確約書」を提出。
--------------------------	---	------------------	------------	---

※目標地図の色染に変更が生じる場合

☐	7	地域計画変更申出書	・ 農業委員会事務局	
--------------------------	---	-----------	------------	--

※新規で農地を取得(借受)する場合

☐	8	営農計画書	・ 農業委員会事務局	※法人も新規の場合は必要あり
--------------------------	---	-------	------------	----------------

※市外在住の方が農地を取得(借受)する場合

☐	9	住民票	・ 居住地の役場	※本籍地が記載されている住民票を取得すること
☐	10	耕作証明書	・ 居住地の農業委員会	※新規取得(借受)の方は必要なし

※外国籍の方が農地を取得(借受)する場合

☐	11	在留カードの提示	・ 本人が保管	在留期間確認のため
--------------------------	----	----------	---------	-----------

※貸借申請の場合

☐	12	貸借契約書の写し	・ 農業委員会事務局	※貸借の場合のみ
--------------------------	----	----------	------------	----------

※法人が農地を取得(借受)する場合

☐	13	法人の定款(写し可)	・ 各法人で保管 無い場合は、 ・ 公証役場(会津若松市)	法人の全部事項証明書でも可 ・ 法務局(会津若松市) ・ 市役所内出張所(本庁1階)
☐	14	組員名簿 または、株主名簿 (どちらも写し可)	・ 各法人で保管	※農地所有適格法人の場合のみ

※上記以外の書類が必要になる場合がございますので、申請前に必ず農業委員会事務局へご相談ください。